

△ご注意ください！

(令和7年5月時点)

# 令和6年12月2日から 従来の健康保険証は 発行されなくなりました

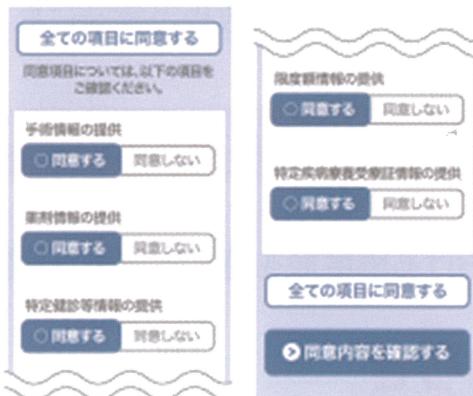
※ 令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間有効です

とっても  
カンタン！

## 訪問看護を利用する際は **マイナンバーカード** をご利用ください

### 1 同意の確認

診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。



全ての項目に同意する  
同意項目については、以下の項目を  
ご確認ください。

手術情報の提供  
 同意する  同意しない

薬剤情報の提供  
 同意する  同意しない

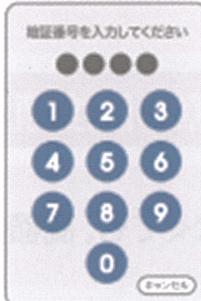
特定健診等情報の提供  
 同意する  同意しない

全ての項目に同意する  
同意内容を確認する

### 2 本人確認

4ケタの暗証番号を入力してください。

暗証番号



### 3 資格確認

マイナンバーカードを  
読み取らせてください。



### 4 確認完了



カードをご利用ください



# マイナンバーカードを健康保険証として利用する（マイナ保険証）

ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

## STEP1.

### マイナンバーカードを申請

#### ■申請方法は以下から選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



## STEP2.

### マイナンバーカードを 健康保険証として登録

#### ■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う  
※ 看護師等が準備したモバイル端末等でも登録可能です。登録後、必ずログアウトしてください。
- ② 医療機関・薬局の受付  
(顔認証付きカードリーダー)で行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

## マイナンバーカードを使うメリット

### より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

### 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

## 大切なお知らせ

- 令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な健康保険証は、12月2日以降、**最長1年間(令和7年12月1日まで)**使用可能です。
- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある健康保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」**が交付され、引き続き、**医療機関・薬局・訪問看護ステーション等を受診することができます。**
- マイナ保険証を使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認**のうえ、期限切れにご注意下さい。
- ※ 券面に記載がない場合の有効期限は、発行から5回目の誕生日までです。マイナポータルでも確認できます。



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

**0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)  
平 日:9時30分~20時00分  
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカード  
の健康保険証利用に  
ついてもっと知りた  
い方はこちら



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare